

答 申 第 103 号

平成14年9月30日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年5月29日付け広第35号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成12年8月2日付けで異議申立人から提起された「平成11年度知事への手紙受付番号314-1」の公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成12年6月2日付け広第32号で行った平成11年度「知事への手紙」受付番号314-1（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書全体を非公開とすることは不当である。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第8号該当性について

(ア) 知事への手紙は非公開を前提にしているとのことであるが、そのような前提を定めた文書は存在しない。

(イ) 神奈川県では、「声の広場」として知事への手紙を印刷して県民に公表しているが、県民との信頼関係が損なわれてはいない。

(ウ) 県民からどのような意見、要望及び苦情が出され、行政がそれらにどのように対応しているのかを知ることは、納税者として当然の義務であり、非公開とされたのでは、税金がどのように役立っているのか判断できない。

(エ) 他県等の知事への手紙等はA4版の用紙で横書きだが、千葉県の知事への手紙はB5版の用紙に縦書きで、昔ながらの古いままであって、はがきの用紙も存在する。はがきで送付する場合は、その配達過程で多くの人が見る可能性があり、県民には全てを非公開としながら、適切な配慮に欠けている。

(オ) 以上から、旧条例第11条第8号を非公開とする理由は適切ではない。

#### ウ 旧条例第11条第2号該当性について

本件文書には、住所、氏名、職業、年齢、男女、電話の記載欄があるが、住所、氏名及び電話は、特定の個人が識別されると解せるが、男女、年齢及び職業は、当該情報だけで個人の識別はできない。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 知事への手紙制度は、県が行う広聴手段のひとつとして、県政に対する県民の要望、意見、苦情等を文書によって知事が聴取するために、昭和38年から設けられている制度で、用紙を県の出先機関をはじめ各市町村等県民が多く集まる場所に配置し、郵送料は、料金受取人払い（県費負担）として行われているものである。

また、知事への手紙という言葉が示すとおり、県民に対し利用しやすく、親しみやすい制度として認識してもらうため、知事に対する「信書」の形を取っているところであり、手紙（葉書を含む。）そのものを含む通信内容をみだりに公にされないという信頼関係の上に成り立っているものである。

イ 知事への手紙は、公表をあらかじめ予定された広聴制度ではないため、県民が、住所・氏名のみならず自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して、意見を述べ、相談をするために設けられているものである。

ウ 差出人の中には、県民として当然という権利意識に基づいて要望等を寄せてくる場合もあれば、逆にこのようなことを、このような方法で県に要望することが適切であるかという不安や、差出人自身や家族の恥となるのではないかと、周囲に迷惑をかけるのではないかと躊躇を感じている場合もある。

このような、様々な場合であっても、誰に気兼ねすることなく自由に忌憚のない意見が表明でき、また、意見を表明したことにより不利益を受けることがないといった環境が守られていることを、県民が認識し、信頼しているからこそ、県民は知事への手紙という広聴制度を選択するものである。

エ たとえ、部分的にであれ寄せられた手紙が受取人である県から公開されることは、差出人である県民からの信頼を著しく損ない、これまで本制度を利用した県民に不安を与えるばかりか、他人に自らの手紙を見られたくないと考える者は利用しなくなる

おそれがあるなど、利用者の減少や内容の狭隘化が予測され、県民の忌憚のない声を広く把握する本制度の執行に著しい支障が生ずるものである。

オ さらに、手紙が公開されることは、知事への手紙の信書的性格を否定することであり、広聴制度としての知事への手紙の特徴をなくし、その存在意義を希薄化するものであり、制度の存続そのものに支障が生ずるものである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

本件文書には、住所、氏名等直接特定個人が識別される情報が記載されているので、非公開とされるものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は平成11年度に「知事への手紙」受付番号314-1で実施機関が受け付けた知事への手紙であり、実施機関は本件文書が旧条例第11条第2号及び第8号に該当するとして非公開としたものである。

そこで、実施機関は、理由説明書でまず旧条例第11条第8号該当性について主張しているので、本件文書が同号に該当するかどうか判断し、なお必要があればその余について判断する。

(2) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本号前段該当性について

本号前段に列挙されている事務事業は、代表的なものを例示したものに過ぎず、「事務事業」とは、実施機関が行うすべての事務事業をいうものである。

知事への手紙は、県が行う広聴手段のひとつとして、県政に対する県民の要望、意見、苦情等を文書によって知事が聴取するために行われるものであるから、本件文書は本号前段に規定する情報に該当する。

イ 本号後段該当性について

アで本号前段に該当するとした情報が本号後段に該当するかどうか、以下検討する。

千葉県広報広聴規則第2条第2項では、「…「広聴」とは、県政に県民の意見を

反映させるため、県政に対する県民の意向をは握する活動をいう。」と定義し、同第4条に広聴の手段を、次のとおり列挙している。

- (ア) 知事への手紙
- (イ) 県政への意見及び提案
- (ウ) 千葉なの花県民会議
- (エ) 知事の現地訪問
- (オ) 県民相談
- (カ) 県民テレホン相談
- (キ) 世論調査
- (ク) 県政モニター
- (ケ) その他広聴を行うために有効と認められる手段

広聴手段のひとつとして、知事への手紙は、県政に対する県民の要望、意見、苦情等を文書によって知事が聴取するものとして知事に対する「信書」の形を取っている。また、その用紙を県の出先機関や各市町村等県民が多く集まる場所に配置している。

いわゆる「信書」とは、特定人から特定人にあてた意思を伝達する文書をいい、その内容や差出人・受取人の住所・氏名・年月日などは秘匿すべきものとされている。

以上から、知事への手紙は、公表をあらかじめ予定された広聴制度ではなく、県民が、住所・氏名のみならず自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して、意見を述べ、相談をするために設けられているものと認められる。

よって、知事への手紙の内容が部分的にでも公開されると、差出人である県民からの信頼を著しく損ない、他人に自らの手紙を見られたくないと考える者は利用しなくなるおそれがあるなど、利用者の減少や内容の狭隘化が予測され、県民の忌憚のない声を広く把握する知事への手紙制度の執行に著しい支障が生ずるものと認められ、本件文書は本号後段に該当すると判断する。

### (3) 旧条例第11条第2号該当性について

本件文書は、旧条例第11条第8号に該当すると判断されたので、本号該当性については検討・判断を要しない。

### (4) 結論

以上から、本件文書は旧条例第11条第8号に該当し、公開しないことができるもの

であって、実施機関の決定は妥当であり、その余の条項の該当性については判断するまでもない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
13. 5. 29	諮問書の受理
13. 7. 4	実施機関の理由説明書の受理
13. 8. 29	異議申立人の意見書の受理
13. 10. 24	審議
14. 6. 19	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 9. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年9月17日現在)